

令和3年5月定例農業委員会 会議録

令和3年5月10日（月）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 非農地証明願について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地中間管理事業による権利設定について

4. その他

5. 閉 会

(午前9時30分開会)

○事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、令和3年5月農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の会議は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、参加人数を制限して開催させていただいております。

定足数につきましては、農業委員会に関する法律第27条第3項に、総会は現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない、とされております。在任委員11名のうち6名以上の委員の出席が必要となりますが、本日出席委員は7名でございます。定足数に達していますので、本人の総会は成立していますことをまずご報告させていただきます。

なお、議席番号1番吉田耕平委員、議席番号4番大西敏夫委員、出席番号6番田中里美委員により欠席届が提出され、農地利用最適化推進委員の皆様には、担当案件のある5名の委員の皆様に出席の要請をさせていただきました。

あわせて本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から円滑な議事進行にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

○事務局長

皆さんおはようございます。いつもお世話になりありがとうございます。

事務局から連絡があった通り、今日は新型コロナウイルス感染症対策ということで限られた人数での開催になります。どうぞ皆さんよろしく願います。

さて、もうコロナウイルスばかりの話で本当に心苦しいんですが、皆さんの手元にもワクチンの接種券送られてそれぞれ皆さん医療機関に行く予約をされるか、なかなかまだまだ電話が繋がらないといった、そういったお問い合わせもいただいているところです。

年度が変わって2回目の開催になるんですが、今年度から皆さんにも、本当にお世話になった農業振興条例が、スタートをしまして、それにもとづく様々な補助制度についてのお問い合わせを農家の方、また新規にいろいろ農業を始められる方からも、問い

合わせをいただいているところです。

4月15日ですが、市では臨時議会というのを開催しまして、新たに国の方からコロナ対策の交付金が出されるわけですが、それに対応するというので、私の所管するところで言いますとまず農林振興課の方では、昨年度非常に好評だった橋本ふるさと便を今年度も実施するということになりました。今現在登録されている方がまだ80件程度なんですけど、昨年同様また指定の登録ということで、皆さん方もぜひお願いしたいなって、そんなふうに思っています。予算は、昨年度は5000万円だったのが、今年度は8000万円の枠ということになっています。

それからインターネットを活用した農産物等の販売促進事業といたしまして、インターネット等を活用して同じように全国に農産物を送ろうという事業でございます。現在登録されている方が15件なんですけども、昨年度の実績で言いますと令和元年度に3万円ぐらいしかインターネットを活用して販売がなかったのが、400万を超えるぐらい販売をしたというそういう農家の方もおられます。こういったことも非常に関心が持たれるっていう状況の中ですので、ぜひ皆さん方も、様々な問い合わせ、まして自らもこういったところ一応検討してくださいという声をかけたいなというふうに思っています。

シティセールス推進課ですが今回はみんなで支えあい橋本市生活応援クーポンとしまして、6月の中旬以降搬送さしていただく予定ですが、1人当たり3000円のクーポンを送らせていただく予定をしております。これまで3000円のクーポンについては、大手事業所、例えば名前を出して恐縮ですが松源やオークワ、上新電機とそういった大手のところでは約8割5分ぐらいが使われているっていう現状がありました。私たちとしては、やっぱり市内の中小事業所にももう少しこうお金を流れる仕組みを作らなアカンなということで、地元店舗を限定したクーポンとそれから共通のクーポンということで、1500円と1500円を分けさしていただいて、送付させていただくところです。使っていただく皆さんにとっては非常にややこしいんですが、少しでも今本当に大変な状況である市内飲食店、それから中小企業に支援するということで、ご協力をいただきたいと思いますというふうに思います。

今週、雨が降るということを聞いてます。そういった中では非常にお天気がいい、何か大変お忙しい中ご出席いただきましたことを改めてお礼をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお

願います。

○事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が会議の議長となり会議を掌理となっております。以後土井会長におかれましては、ご挨拶のあと、議事の進行をお願いいたします。

○土井会長

それで皆さん改めましておはようございます。

5月の定例委員会開催ということでございますが、第3回目の緊急事態宣言が、発出中でございます。当初11日までだったんですか、期間延長されて、5月末までということになり、蔓延防止措置につきましても新たに追加された県が見られまして、なかなかこの先が見えない状態で、本市でも毎日10時になりましたら、不要不急の外出は自粛してくださいというようなことを、毎日放送をされておるところでございます。

本日は、そういうこと考慮しまして、規模縮小しての開催となりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

このような中でも、季節はどんどん変化をしております、私ども農作業の方は柿の防除やとか栽培管理或いは田植えの準備等々に大変で、多忙な日々をお過ごしのことかと拝察を至っております。

新聞等の報道によりますと、脱炭素社会の構築っていうことが叫ばれておりまして、地球温暖化防止のため再生エネルギーの活用が重要視されるというような形でそういう方向に、何か舵を切られとるように思いまして、火力発電は新規の物はもう認めやんのやということから、風力或いは太陽光発電に力を入れるような形のものが国策として見られまして、農地と太陽光発電の関係が、今後どのような形でなっていくか注目をしなければならないなあとというふうに思っております。

農地の営農地は、日当たりも良いし環境の良いところですよ。太陽光も日当たりの良いところでないとも効率が悪い、そういうふうなことで、いい農地といい農地が結局競合してしまうような形になりますので、この辺のところはどうなるかなというふうに思っております。

一方では、営農型の太陽光発電の一部転用の許可基準となりま
す収量要件を撤廃すると、こういうようなことにもなったり、或
いは非農地判断の迅速化を図るようなことも示めされておしまし
て、どんどん規制緩和というものが、こんな形で進められてきて
いるところでございます。

農業委員会といたしましても、今後この様な見直しに対して、
適正に対応していかなければなりません。

それでは、5月の定例会に入ります。

各委員におかれましては、感染リスクを少しでも低くするため
に、円滑な議事進行に協力をいただきますようお願いを申し上げ
ます。

○議長

それでは、議事を進行して参ります。座って説明いたしま
す。

議事の審議に先立ちまして、私の方から議事録署名員の選任を
行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事
録署名員は、7番田中一孝委員、9番岡本彰文委員の2名を指名
いたします。また書記には事務局職員を指名いたします。よろし
くお願いいたします。

議事に入ります。本日、審議いたします案件は、提出議案5
件、報告1件です。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程
し、2案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてご
説明をいたします。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請がありまし
た、譲渡人・・・さん、譲受人・・・さん外1件の許可の可否に
ついてご審議を求めるもので、なお議案第1号でご審議いただく
2案件は、農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号には該
当しないため要件をすべて満たしております。機械、労働力、技
術、通作距離等を見ても問題がないこと。また、農業委員会が定
める別段面積を超えていることから、許可要件を満たしているも
のと判断されます。

順番に説明いたしますので、位置図3-1から3-2及び、別

紙資料調査書をご覧ください。1番、橋本市柏原・・・、
・・・。面積合計・・・㎡について。・・・さんから、・・・さん
への売買による所有権移転です。・・・さんは、維持管理困難に
よる当該農地処分のため、・・・さんは規模拡大のため、承認願
いたいとのことです。

2番橋本市吉原・・・、面積・・・㎡。・・・さんから、・・・
さんへの譲渡による所有権移転です。・・・は、維持管理困難に
よる当該農地処分のため、・・・さんは規模拡大のため、承認願
いたいとのことです。

以上2案件について、ご審議お願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明を
お願いします。

なお、会議は議事録を作成しております。録音しておりますの
で発言の際はマイクを使用し、発言の冒頭でお名前をお願いします。
それではよろしくお願いします。

○岡本委員

9番の岡本です。整理番号1番の方につきましては、太陽光発
電するところだけ、売りたいということでしたが、近隣者が反対
しておりましたが、農地を買いとりますという話で決着したも
ので、特に問題はございません。

○松岡推進委員

推進委員の松岡茂夫です。2番の・・・、・・・の売買の件な
んですけども、農地造成の時に、地図で見ていただいたらわかる
んですけども、・・・池の進入路としてということで、・・・組合
長に公認を願ったわけなんですけども、よう買わんっていうこと
で・・・さんがずっと、農地造成後小作をしていたということ
で、今回・・・氏が高齢のため、もう・・・さんに譲りたいとい
うことになりました。以上。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は原案の通り許可することに決定いたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、3案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条による農地の転用申請のあった譲渡人・・・さん、譲受人・・・さん外2件の許可の可否についてご審議を求めるものです。

議案第2号でご審議をいただく3案件につきましては、農地転用許可基準等に照らし合わせて審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用目的の実現も確実と思われる、許可相当と判断されます。

では順番に説明をさせていただきますので、位置図5-1から5-3及び調査書をご覧ください。1番、申請地は橋本市神野々・・・、位置は・・・より南西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は現在の住処が手狭になっており、また両親が高齢となり、農地の維持管理が難しくなったこともあり、実家の近くに住むことで、その手伝いを行うことができるかと考え、この申請におよびました。計画によりますと、個人用住宅一棟を整備いたします。排水につきましては、汚水雑排水は敷地内で集水後、東側公共下水へ放流いたします。雨水については、集水後西側水路へ放流いたします。このことについて畑田池土地改良区の同意書が添付されております。隣接する農地は4筆ありますが、一筆は同意を受けており、残り三筆は譲渡人の農地となっております。現地調査を行ったところ転用によ

る周辺農地への著しい影響はないと考えます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書及び通帳の写しが添付されております。

続きまして2番、申請地は橋本市柏原・・・、位置は、・・・より東に約・・・mにする第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は今年度より個人事業主として事業を始めましたが、資材置き場が必要となり、適地を探していたところ、高齢で維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり本申請に及びました。計画によりますと資材置き場を設置します。排水につきましては、汚水及び雑排水は発生せず、雨水については敷地内に水路を新設し、東側の水路へ放流いたします。このことについて、紀の川用水土地改良区の意見書、地元水利組合及び地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地が3筆ありますが、1筆は同意をえており、残りの2筆は、譲渡人の農地となっております。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして3番、申請地は橋本市高野口町伏原・・・、位置は・・・より北東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は雑種地となっております。申請地は本年2月定例会にて、1年間の一時転用申請の許可が出ていた農地になります。譲受人は親が高齢であり、農地の維持管理が困難になったことで、農業を手伝うため近隣に居住をするため、本申請に及びました。計画によりますと、個人住宅1棟を建築します。排水につきましては、汚水及び雑排水につきましては敷地内で集水後公共下水へ接続します。雨水につきましても集水後西側既設側溝へ放流をいたします。このことについて紀ノ川用水土地改良区及び引きの池土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますがすべて譲渡人の農地で、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断します。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明及び融資証明書が添付されております。

以上3案件についてご審議をお願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから、順次追加

説明をお願いします。

○岡本委員

9番の岡本です。1番の件は、娘夫婦が戻ってきて家を建てて、親の家の前ですので場所的にも農地、周辺への農業、農業者にも影響ないという状態でしたので問題ございません。

それから2番につきましては、3条申請の・・・さんと同じところでございまして、後ろに自宅があってその裏で農業をしているのですけれども、ちょうど資材置き場が必要ということで、転用をして農地を変えるということで問題ございません。

○事務局

3番の案件につきましては林委員より、調査いたしました
が、何も問題はないと思います、との意見書が提出されております。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

○廣田委員

5番の廣田です。2番の案件ですが、資材って何を置くのやろう。

○岡本委員

申請者は建築業をしておりますので、型板とかそういう建築に要する資材を置くとの状態になってます。

○廣田委員

ありがとうございます。

○土井会長

この方は建設業をやってるんやな。

○議長

他にありませんか。

.....

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は許可相当の意見を付して、原案の通り県知事に進達することに決定いたします。

次に議案第3号、非農地証明願についてを上程し事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第3号非農地証明願について、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについてご説明を申し上げます。位置図の非-1ページをご覧ください。1番についてご説明を申し上げます。申請地は橋本市神野々・・・、台帳地目は田、現況は宅地となっております。当該地は昭和53年に相続により取得後同年から営農しておらず、その後自宅を建築し、すでに宅地として利用をしているものです。

農地法第2条の農地でない旨の証明は、非農地証明と言われ、農地法が施行される前から、農地がすでに農地以外のものとなっている場合や、昭和27年以降何らかの原因で非農地に転用した土地で、20年以上が経過し周囲の状況から判断して将来的にも農地として使用することが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められる場合に当該証明書を発行するものとなっております。

以上ご審議お願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

○岡本委員

岡本です。ただいまの事務局の説明通りで昔からこのような状態が残っておったということだけでございまして、問題はございません。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

○木下委員

2番木下です。ちょっと教えていただきたいんですが、以前から農地調査というのをやってると思うんですが、なぜ今頃こういう非農地であるというのが出てくるのか教えていただきたいんですが。

○議長

事務局どうぞ。

○事務局

非農地証明につきましては、もともと神野々・・・として半分宅地半分農地として調査を続けておりましたが、ただ今回分筆した後、この様な形で申請となっておりますので、調査の時には農地として使ってる使ってないとの判断はずっと毎年行っていたということになります。以上です。

○木下委員

農地調査で現場確認行った時に、この農地の申請があったときに建物が建ってたわけですよ。分筆してないから、半分農地で半分建物でということで、まず問題はないんですか。

○事務局

すいません少し説明足らずだったんですが一つの・・・の農地として調査をしておりますので、言葉が少し悪くなるのですが実は家がそこに建っているということがわからない状態で、もともと・・・は農地としてみていた土地になります。それで今回その横に、先ほどご審議いただきました5条の案件が出て参りましたので、その時に実は家が建っていたということがわかった次第でございます。以上です。

○木下委員

わかりました。ありがとうございます。

○議長

ほかに何かありませんか。

.....

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。諮りいたします。議案第3号非農地証明願について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議はありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。

ここで、議場の換気のために、ちょっと休憩を願いますので、窓を開けてください。

(休憩)

○議長

休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について及び、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分、これを一括して上程し事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権について及び、議案第5号同規定による中間管理事業分についてご説明いたします。

それでは議案第4号についてご説明いたします。議案書の基-1ページ及び位置図の基-1ページをご覧ください。今月の申請は、新規で3件、再設定で1件ありますが、代表して整理番号1

番の案件を読み上げます。利用権の設定を受けるものは・・・、利用権を設定するものは・・・。利用権の設定する土地は橋本市東家・・・、・・・、・・・となっております。現況地目は畑。面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は賃貸借で普通畑として利用いたします。利用権の期間は2年間となっております、新規の設定となっております。

今回、利用権を設定する土地は合計8筆、・・・㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしていると考えてます。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、農地中間管理事業分についてご説明いたします。議案書の中ー1ページに位置図の中ー1ページをご覧ください。申請は合計9件ありますが、代表して整理1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受けるものは・・・、利用権の設定するものは・・・。利用権の設定する土地は、橋本市岸上・・・、神野々・・・となっております。現況地目は畑及び田で、面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、果樹園として利用をいたします。利用権の期間は5年間となっております。

今回、中間管理機構を通じて設定する土地は合計16筆、・・・㎡となっております。

なお、今月の案件につきましては、本年1月より運営を始めました一括方式による申請となっております、本委員会終了後、貸借人に対して、貸し借りが成立するものとなっております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで。追加説明があればお願いします。

○岡本委員

9番の岡本です。ちょっと1件だけ、事務局にお尋ねいたしますけれども。この1番の案件につきまして、今、みかんを植えて栽培するということで苗を植えたということですが、この期間が5年ということになつるということは、5年ぐらいだったら、ちょうど最盛期ぐらい、ここで打ち切りになったら、今後ど

うなるのか。その辺の保障とかそんなまったく関係なしで、言うわけですか。それとも、何か別個に考えがあるんでしょうか。

○事務局

議案第5号の1番の案件だと思うんですけども、こちらにつきましては現在・・・さん自身が農地を現在どんどん広げていきたいということでありまして期間につきましてはいったん5年となつとるんですけども、今後また5年たちましたら更新、更新という形でやっていく意向であるとは伺っております。何か保証等についてという形はないんですけどもそれについては、一旦返すということになりましたら、現況に戻して返すようにということで、中間管理機構の規則のほうに、明記されておりますので、その時にはきちんと返すというふうな形でなるといふふうには聞いております。

○議長

はい。質疑を含めて他にありませんか。

○池田委員

ちょっと。お伺いしたいんですけども。この使用貸借が多い中で、賃借権で金額設定されてますが、これ昔やったら大体幾らとかいうような話があるけど、金額の設定はやっぱり個々のやりとりで、水利費相当分みたいなものなのかな。

○事務局

今回賃貸料がついている案件なんですけれども、議案第4号の1番・・・さん、・・・さんにつきましては当初無償でもいいよって話だったんですが、それだと悪いってことで・・・さんの方からこれだけでもってことでこの様な話になったというふうに伺っております。

4番の案件につきましては水利費と同じ金額だと伺っております。

○松岡推進委員

4番の案件なんですけども、これは土地改良区の負担金、年間・・・円。ていうことで、水利費じゃなく負担金です、土地改良区の。

○議長

他にありませんか。

.....

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りいたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、及び議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定をいたします。

次に、報告第1号、農地中間管理事業による利用権の設定について、事務局に報告をもとめます。

○事務局

それでは報告第1号農地中間管理事業による利用権設定についてご説明いたします。議案書の中報-1ページをご覧ください。中間管理権を取得しました和歌山県農業公社より、権利が設定された通知がありましたのでご報告いたします。整理番号1番の案件につきましては、本年2月定例会で承認された案件となり、整理番号2番の案件につきましては3月定例会で承認された案件となっております。以上報告します。

○議長

ありがとうございます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

○松岡推進委員

植栽で果樹を植える場合に、さきほども言うのとったけども、せめて期間を10年ぐらいに、ちょっと誘導したたらええんち

やうかなあと思うけどね。僕のとこの案件の場合、レモンを植えるって言うとのよ。その人たち同士で決めたことやから、そうかいて言うたけど、土地改良区のところをほったらかしにされて、紹介したってくれっていうんで早々と頼んで、いっぺんに作ってくれるようになってどいらい熱心で、ええんでけどね。ちょっと、レモン植えるにしても、5年が来た時に、10年ぐらいにしたほうがええんちゃうっていうように、ちょっと誘導したってもらったら、やりやすいんちゃうかなあと。5年後に元に戻してくれってなったら問題になると思うんで。以上です。

○議長

永年作物の場合はやっぱりスパン長い。その辺のところのアドバイスっていうのは専門家として必要なところになってくるやろな。

外にありませんか。

.....

○議長

はい。ありませんので、以上本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了しました。令和3年5月農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時15分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年5月10日

会 長 土井 清美 ⑩

7 番 田中 一孝 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩